

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第2チーム	担当課名	健康増進課
事業番号	2-15	事務事業名	歯科健診委託事業

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: center; font-size: small;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 保健所の歯科医師が担う業務は、公衆衛生的視点が必要であり、歯科保健を推進するためには、専門の歯科医師が必要と考える。経費的にも、正職員ではなく、委託により専門職を配置することで相当な経費削減が実施できている。(①)</p> <p>(2) 歯科保健業務の中で、健診・相談については、一般の歯科医師の協力を得ることが可能な業務であるが、現在実施している健診は常勤歯科医師が1回半日を要している。一般の歯科医師は診療時間の関係で、長時間の業務が困難であるため、すべての健診・相談業務を依頼することは難しい状況である。 また、常勤の歯科医師・歯科衛生士が行っている業務を一般の歯科医師・歯科衛生士に依頼する場合を平成23年度見込で試算したところ、現在の業務委託料を上回った。(②)</p> <p>(3) 一般の歯科医師は各地域における治療を中心とした歯科保健、保健所の歯科医師は予防を中心とした公衆衛生的視点からの歯科保健の役割を担っている。(③)</p> <p>(4) 保育所や幼稚園においては園医(歯科医師)との連携を図っているところであるが、生涯を通して歯科保健を推進するに当たり、本市の歯科保健の全体像を把握する歯科医師の存在は重要と考える。(④)</p>